第107回
定時株主総会
招集ご通知

日時
2025年６月27日（金曜日）
午前10時00分（開場：午前９時00分）

場所
大分市王子中町４番10号
当行本店８階会議室
※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

昨年同様、ご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

豊和銀行
証券コード：8559

目 次

第107回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 6
計算書類 …… 28
監査報告書 …… 30

株主総会参考書類

第１号議案 剰余金の処分の件 …… 34
第２号議案 資本準備金の額の減少の件 …… 35
第３号議案 定款一部変更の件 …… 36
第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件 …… 42
第５号議案 監査等委員である取締役３名選任の件 …… 49
第６号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 … 52

証券コード　8559
2025年６月６日
(電子提供措置の開始日2025年６月4日)

株　主　各　位

大分市王子中町４番10号
株式会社 豊和銀行
代表取締役頭取　権　藤　　淳

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第107回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト
https://www.howabank.co.jp/aboutus/shareholder/siryou/

福岡証券取引所ウェブサイト
https://www.fse.or.jp/listed/search.php

（当行名又は証券コード「8559」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月26日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　　2025年６月27日（金曜日）午前10時00分　（開場午前9時00分）

2．場　　所　　大分市王子中町４番10号
当行本店８階会議室

3．目 的 事 項

報 告 事 項　　第107期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　　剰余金の処分の件

第２号議案　　資本準備金の額の減少の件

第３号議案　　定款一部変更の件

第４号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件

第５号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

第６号議案　　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当行定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合

日　時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時00分
（受付開始予定時刻 午前9時00分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

郵送で議決権を行使される場合

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内（4頁）をご参照のうえ、「スマート行使」による方法もしくは議決権行使コード・パスワードをご入力する方法によって、議案に対する賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

－ 議決権行使期限 －
2025年６月26日（木）
午後５時30分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

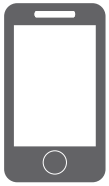

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

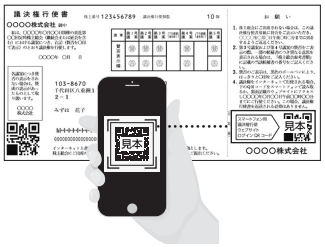

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

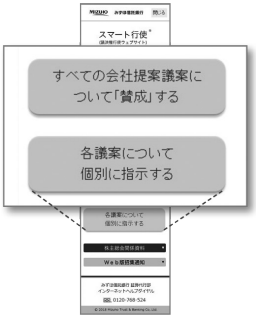

「スマート行使」の議決権行使は 1 回のみ可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、次頁の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

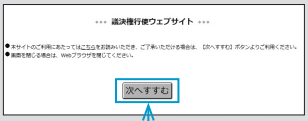

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

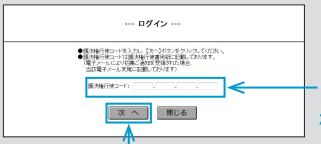

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

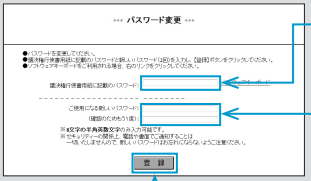

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

ご注意事項

■インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。

■ 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

■ インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部
インターネットヘルプダイヤル
0120−768−524
(受付時間　年末年始除く 9:00~21:00)

以上

第107期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、本支店において、預金業務、貸出業務のほか、為替業務、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等を通じ、地域のお客さまにさまざまな金融商品・金融サービスをご提供しております。

加えて、本業のひとつとして位置づけている「Ｖサポート」及び各種ソリューション業務を通じて、お客さまのさまざまな経営課題の解決に向けたご支援の活動を積極的に行っております。具体的には、お客さまの販路開拓・売上増強のためのお手伝い、業務プロセスの改善、新規創業支援及び事業承継・Ｍ＆Ａ支援などであります。

【金融経済環境】

2024年度の国内経済は、コロナ禍が収束し、経済活動が正常化したことで、概ね堅調に推移してきました。しかしながら、原材料価格、エネルギー価格、食料品価格をはじめ諸物価の高騰が継続する一方、人手不足が続く中、人件費負担も増加するなど、地域の多くの中小企業・小規模事業者の業績は悪化し、倒産件数も増加しております。労働市場のひっ迫を背景に連合の2024年春季労使交渉集計では33年ぶりとなる高い賃上げ率が実現する等賃金水準は上昇したものの、実質賃金はマイナスで推移していることから、個人消費は依然として力強さを欠く状態にあります。さらに、ウクライナや中東ガザ地区での紛争等の地政学リスク、あるいは米国トランプ政権の関税政策の影響など、海外の政治動向の不確実性が増していることから、今後景気の下押しが懸念され、国内経済の先行きが一層不透明な状況となるリスクが高まっております。

国内の金融環境については、日本銀行が金融政策の正常化を進めるため、政策金利を2024年７月に0.25％、2025年１月に0.50％に引き上げました。これらを受け、当行では預金金利を引き上げる一方、貸出金利の基準となる短期プライムレートを2024年10月に0.15ポイント、2025年3月に0.25ポイント引き上げました。

当行の主要な営業基盤である大分県経済においては、インバウンドを中心に観光客が増加するなど、宿泊業をはじめ観光関連の業種では業況が改善されてきております。しかしながら、全体的には原材料価格、エネルギー価格、食料品価格等の高騰さらには人手不足や人件費の上昇等の影響により、多くの中小企業・小規模事業者の業況は大変厳しい状況にあり、大分県経済は不透明な状況が続いております。

【事業の経過及び成果】

このような経営環境の中、当行は「地域への徹底支援による地元経済の活性化」という基本方針のもと、

(1)「地域への徹底支援」

(2)「経営基盤の強化」

の２つの取組方針を掲げ、中小企業・小規模事業者の成長･発展に向け、円滑な資金供給に努めるとともに、経営改善支援の取組みを徹底し、地域経済の発展に貢献していくことに全力で取り組み、地域のお客さまにとって「地元大分になくてはならない銀行」となることを目指しております。

特に、経営改善を必要とされるお客さまに対しては、「Ｖサポート」「経営改善応援ファンド」「資金繰り安定化ファンド」を“経営改善支援の３本柱”として施策の中心に据え、全行を挙げて取り組んでまいりました。

これら３つの取組実績（2024年度末）は以下のとおりであります。

＜Ｖサポート＞（2016.11からの累計）

	2024年度末	前年度末比
契約先数（売り手）	100先	－先
販路開拓件数累計（買い手）	2,441件	＋288件
契約先への売上貢献額累計	4,584百万円	＋1,054百万円

＜経営改善応援ファンド＞

	2024年度	前年度比
取扱金額（年間）	3,688百万円	△1,559百万円

＜資金繰り安定化ファンド＞

	2024年度	前年度比
取扱金額（年間）	1,392百万円	△388百万円

これら３つの取組みに加え、お客さまの経営改善支援・事業再生支援に向けたさまざまな取組みにより、2024年度の業績は以下のとおりとなりました。

＜預　　金＞
　預金は個人預金・法人預金ともに減少し、前年度末比92億7百万円減少の5,596億61百万円となりました。
＜貸 出 金＞
　貸出金は個人ローンが減少（前年度末比33億17百万円の減少）したものの、中小企業のお客さまに対する円滑な資金提供に努めた結果、事業性貸出が増加（前年度末比102億58百万円の増加）したことで、前年度末比67億97百万円増加し、4,293億３百万円となりました。
＜損益状況＞
　経常収益は貸出金利息が増加したものの、株式等売却益及び貸倒引当金戻入益の減少等により、前年度比85百万円減少の103億80百万円となりました。
　経常費用は貸出金償却及び国債等債券売却損の減少等により、前年度比７億47百万円減少の90億35百万円となりました。
　この結果、経常利益は前年度比６億62百万円増加の13億44百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比１億60百万円増加の10億37百万円となりました。

【対処すべき課題】
　私たちを取り巻く経済環境は、原材料価格、エネルギー価格、食料品価格等をはじめ諸物価の高騰、さらには人手不足・人件費の上昇等により、大変厳しい状況にあります。特に地域の中小企業・小規模事業者にとっては、価格転嫁に向けた交渉のハードルは高く、また人手不足や人件費についても有効な対策を打てないことから、業績低迷に苦しむお客さまが増えております。さらに、海外の地政学リスクや米国トランプ政権の関税政策の動向次第では世界同時不況の可能性も指摘されるなど、国内外の経済の不確実性は極めて高くなっております。加えて、わが国固有の構造的課題である過疎化、少子高齢化・人口減少、廃業の増加等の課題は依然として重くのしかかっており、中小企業・小規模事業者のお客さまを取り巻く経営環境はかつてないほどに厳しさを増す状況にあると言えます。
　当行は、このような経営環境であればこそ、地域の中小企業・小規模事業者のお客さまのパートナーとして、これまで以上にお客さまに寄り添い、伴走し、お客さまの経営改善支援や再生支援に全力で取り組むことが当行の果たすべき最大の使命と考えております。
　これまで当行はその使命を果たすため、お客さまの売上増強を含めた経営課題の改善や業務プロセスの改善をご支援する「Ｖサポート」及び「経営改善応援ファンド」「資金繰り安定化ファンド」を“経営改善支援の３本柱”として位置づけ、全行を挙げて取り組んでまいりました。今後はこれ

までに蓄積してきたノウハウをより多くのお客さまの経営改善支援に活かしていきたいと考えております。

当行は『お客さま第一主義』の経営理念のもと、先ずは、お客さまに“ありがとう”と言っていただける付加価値をご提供し、その結果として当行にも収益性の向上がもたらされるという『共通価値の創造』の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上、当行は役職員一丸となって、「地元大分になくてはならない銀行」の実現に向けて邁進いたします。株主の皆さまをはじめ、地域の皆さま方の、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	562,414	562,391	568,868	559,661
定期性預金	254,102	242,023	225,915	209,896
その他	308,312	320,367	342,953	349,764
貸出金	417,743	420,304	422,506	429,303
個人向け	82,125	80,980	78,615	75,425
中小企業向け	292,003	298,370	303,367	313,519
その他	43,614	40,953	40,523	40,359
商品有価証券	－	－	－	－
有価証券	110,161	108,765	108,049	110,842
国債	10,960	11,877	12,746	17,742
その他	99,201	96,887	95,302	93,100
総資産	642,931	619,731	620,810	599,499
内国為替取扱高	2,265,203	2,308,112	2,457,948	2,434,248
外国為替取扱高	5 百万ドル	0 百万ドル	ー 百万ドル	ー 百万ドル
経常利益	959	1,456	682	1,344
当期純利益	848	1,302	877	1,037
1株当たり当期純利益	82円73銭	159円62銭	83円88銭	106円74銭

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

（3）従業員の状況

	当年度末
従業員数	503人
平均年齢	37年6月
平均勤続年数	14年7月
平均給与月額	323千円

（注）1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．従業員数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

（4）営業所等の状況

イ　営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
大分県	39	（－）
福岡県	2	（－）
熊本県	1	（－）
合計	42	（－）

（注）1．当年度において、店舗内店舗方式により、光吉支店を寒田支店内に移転いたしました。
2．上記42ヵ店には店舗内店舗方式により移転した店舗を含んでいるため、店舗の拠点数としては41ヵ所となっております。
3．当年度末において店舗外現金自動設備を32か所設置しております。

ロ　当年度新設営業所

該当ありません。

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ありません。

（5）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	332

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（新設・拡充・改修）　（単位：百万円）

内　容	金　額
情報系システム更改等	145
店舗移転用地購入	61

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

該当ありません。

ハ　重要な業務提携の概況

① 株式会社西日本シティ銀行と業務提携を行い、営業店支援の強化を図るため出向者を2名受け入れております。

② 九州カード株式会社とカード発行に係る業務提携を行い「ほうわＶＩＳＡカード」を発行しております。また同社に加え、九州旅客鉄道株式会社と業務提携を行い「なんでん　ＪＱ　ＳＵＧＯＣＡ」を発行しております。

③ ミライドア株式会社（旧：フューチャーベンチャーキャピタル）と共同で「ほうわ創業・事業承継支援ファンド」を設立し、中小企業・小規模事業者の創業・事業承継をエクイティ投資を通じて支援しております。

④ 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

⑤ 第二地銀協地銀36行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

⑥　第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
⑦　九州地区第二地銀７行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。
⑧　株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行及びゆうちょ銀行と提携し、各社のＡＴＭを利用できるサービスを行っております。
⑨　株式会社宮崎太陽銀行、株式会社南日本銀行と３行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「３行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行においてあおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立)」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
⑩　株式会社宮崎太陽銀行及び株式会社南日本銀行とのお取引先事業者の販路開拓支援分野における業務提携及び災害時における相互協力に関する協定を締結しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ありません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
権　藤　　淳	代表取締役頭取 営業統括部・お客さま支援部・ソリューション支援部統括		
牧　野　郡　二	代表取締役専務 総合企画部・融資部統括 監査部・人事部担当		
渡　部　悌　史	常務取締役、事務統括部長 コンプライアンス統括部・事務統括部担当		
都　留　裕　文	取締役、営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長 営業統括部担当		
佐　藤　真　広	取締役 資金証券部・お客さま支援部・ソリューション支援部担当		
浜　野　法　生	取締役、総合企画部長兼IT戦略室長 総合企画部担当		
佐　藤　直　威	取締役、融資部長 融資部担当		
赤　松　健一郎	取締役(社外役員)	三和酒類株式会社 相談役	
渡　邊　博　子	取締役(社外役員)	大分大学 経済学部教授	
佐　藤　俊　明	取締役監査等委員(常勤)		
河　野　哲　郎	取締役監査等委員(常勤、社外役員)		
秦　野　真　郎	取締役監査等委員(社外役員)	秦野会計事務所 副所長	

（注）１．取締役赤松健一郎氏、取締役渡邊博子氏、取締役監査等委員河野哲郎氏、取締役監査等委員秦野真郎氏の４氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．取締役赤松健一郎氏、取締役渡邊博子氏、取締役監査等委員河野哲郎氏及び取締役監査等委員秦野真郎氏の４氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．取締役監査等委員秦野真郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当行は、取締役監査等委員のうち、佐藤俊明氏と河野哲郎氏の2名を常勤の監査等委員に選定しております。その理由は、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集や重要な会議への出席、監査部門等との連携により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためです。

（2）会社役員に対する報酬等

イ　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定に関する基本方針を取締役会において次のように定めております。

① 取締役の報酬体系は、当行の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。
② 取締役の報酬等は、当行の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえた上で、各取締役が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。
③ 取締役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能な水準を目指す。

ロ　取締役の報酬等の総額等　　(単位：百万円)

区　分	支　給　人　数	報 酬 等
取　締　役 (監査等委員を除く)	9 名	91
取　締　役 (監査等委員)	3 名	21
計	12 名	113

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．業績連動報酬等として賞与がありますが、当面の間無支給としております。
3．非金銭報酬等は定めておりません。
4．取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。
5．取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2023年６月29日開催の定時株主総会(取締役(監査等委員を除く)９名、うち社外取締役２名)において年額120百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。うち社外取締役分は年額６百万円以内)と定めております。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、同日開催の定時株主総会(監査等委員である取締役３名)において年額30百万円以内と定めております。
6．取締役の個人別の報酬額の具体的内容は取締役会で決定しております。なお、中長期的な業績を考慮し、前年度と同程度の固定報酬のみとしており基本方針に沿うものと取締役会では判断しております。
7．後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。

（3）責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
赤　松　健一郎	会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。
渡　邊　博　子	
佐　藤　俊　明	
河　野　哲　郎	
秦　野　真　郎	

（4）補償契約

該当ありません。

（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
全ての取締役	会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって塡補することとしております。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、同保険契約には免責額の定めを設けております。 なお、保険料は当行が全額負担しております。

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
赤　松　健一郎	三和酒類株式会社 相談役 同社と当行の間には通常の銀行取引があります。
渡　邊　博　子	大分大学 経済学部教授 同大学と当行の間に取引はありません。
秦　野　真　郎	秦野会計事務所 副所長 同事務所と当行の間には通常の銀行取引があります。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
赤松健一郎	8年9ヶ月	取締役会17回開催中17回出席	三和酒類株式会社の経営に携わった豊かな経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。会社経営に携わった豊かな経験と知見に基づいた監督機能を果たしていただくことを期待し、当該視点から人事制度の変更等に対して適切な助言・提言をいただきました。
渡邊博子	5年9ヶ月	取締役会17回開催中16回出席	大分大学経済学部教授としての知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。学識者としての知見に基づいた監督機能を果たしていただくことを期待し、当該視点から当行の重点推進施策等に対して適切な助言・提言をいただきました。

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
河野哲郎	1年9ヶ月	取締役会17回開催中17回出席 監査等委員会22回開催中22回出席	大分県庁出身であり、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案の審議等において必要な発言を適宜行っているほか、重要な会議への出席や営業店への往査等を実施しております。これらの活動により、監査機能の実効性強化など期待される役割を果たしています。
秦野真郎	1年9ヶ月	取締役会17回開催中16回出席 監査等委員会22回開催中22回出席	長年の税理士として培われた財務知識と豊富な経験を活かした専門的な知見に基づき、議案の審議等において必要な発言を適宜行っております。これらの活動により、監査機能の実効性強化など期待される役割を果たしています。

（3）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	15	－

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（4）社外役員の意見

該当ありません。

4．当行の株式に関する事項

（1）株式数

（単位：千株）

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式の総数
普　通　株　式	36,000	5,944
B 種 優 先 株 式	3,000	3,000
D 種 優 先 株 式	1,600	1,600
E 種 優 先 株 式	800	－
F 種 優 先 株 式	1,000	1,000

（2）当年度末株主数

株式の種類	株　主　数
普　通　株　式	3,874　名
B 種 優 先 株 式	1　名
D 種 優 先 株 式	1　名
F 種 優 先 株 式	526　名

（3）大株主

普通株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
豊和銀行従業員持株会	347 千株	5.89 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口４)	330	5.61
九州総合信用株式会社	214	3.63
株式会社みずほ銀行	200	3.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	168	2.86
株式会社福岡銀行	160	2.71
株式会社西日本シティ銀行	146	2.48
株式会社福岡中央銀行	131	2.22
株式会社南日本銀行	125	2.12
株式会社宮崎太陽銀行	124	2.10

B種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社西日本シティ銀行	3,000 千株	100 %

D種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	1,600 千株	100 %

F種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
三和酒類株式会社	50 千株	5.00 %
学校法人文理学園	50	5.00
株式会社テレビ大分	33	3.30
株式会社大分銀行	30	3.00
株式会社南日本銀行	20	2.00
株式会社宮崎太陽銀行	20	2.00
株式会社九州リースサービス	20	2.00
大分朝日放送株式会社	20	2.00
株式会社ティ・エフ・シー	20	2.00
株式会社カリーノ	17	1.76

（注）1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．普通株式の持株比率は、自己株式（50,250株）を控除して算出しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田　修 小松　﨑謙	43	（注）

（注）1．監査等委員会は、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料と説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は監査品質の確保の観点から相当であると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．非監査業務（研修業務）に係る報酬額は１百万円であり、当行が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は44百万円であります。

3．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、これらの合計額を記載しております。

（2）責任限定契約

該当ありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ロ．当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社

該当ありません。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当行は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めるとともに、継続的に体制を見直すことにより、内部統制の充実・強化を図ることとする。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、業務運営にあたっては、いかなる場合においても法令等を厳正に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行していくことを「コンプライアンスの基本方針」として定める。また、この基本方針に則った業務運営を実現させるため、「コンプライアンスの行動指針」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底を図るほか、「コンプライアンス・プログラム」を事業年度毎に策定し、その進捗状況を定期的に把握・評価する。

② コンプライアンスの徹底を確保する体制として、コンプライアンス協議会、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、部店長をコンプライアンス責任者、次席者等をコンプライアンス担当者に任命し、各部店に配置する。
③ 「ホットライン運営要領」に基づき、役職員が法令等違反や不正行為等の疑義がある業務上の行為を知った場合に、コンプライアンス統括部署、監査等委員会、顧問弁護士等の定められた受付窓口に直接相談・通報することができる「ホットライン制度」を整備・確立する。
④ 財務報告の適正性を確保するため、「情報開示統制の基本方針」等に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠した体制を整備・確立する。
⑤ 「反社会的勢力対応に関する基本方針」等に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、排除する体制を整備・確立する。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
⑥ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する全社的な方針」等に基づき、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
⑦ 「顧客保護等管理方針」等に基づき、お客さまの資産、情報、利益を保護するとともに、利便性の向上を図る体制を整備・確立する。
⑧ 内部監査部門は、コンプライアンス態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
① 取締役の職務の執行に係る各種議事録・稟議書等（電磁的記録を含む。）は、行内規程に基づき、適正に保存・管理（廃棄を含む。）する。
② 取締役は、保存・管理された各種議事録・稟議書等を常時閲覧できるものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① 業務の適切性および健全性を確保するため、リスク管理の基本的な考え方や管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」を制定する。また、この基本方針に基づき、統合的リスク管理並びにリスクカテゴリー別の具体的な管理方針・体制等を定めた関連規程等を制定し、周知徹底を図る。
② 当行の抱えるリスクを適切に把握・管理する体制として、統合的リスク管理の統括部署を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎に設置したリスク部会にて当該リスクを管理する。また、ＡＬＭ／リスク管理協議会を設置し、リスクの保有・管理状況を定期

的に把握し、対応策等を審議・決定する体制を整備・確立する。
③ 災害や障害等の緊急事態に陥った際に速やかな業務の再開及び継続を行うため、「業務継続計画（ＢＣＰ）」を定め、適切な危機管理対応が出来る体制を整備・確立する。
④ 内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 経営強化計画、年度毎の事業計画及び基本方針を策定し、達成すべき経営目標を明確に定めるとともに、適切に業務運営及び業績管理を行う。
② 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会の具体的な運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定するとともに、経営会議、コンプライアンス協議会、ＡＬＭ／リスク管理協議会等、取締役会を補佐する機関を設置する。
③ 業務執行に係る組織の指揮・命令系統や責任と権限を明確にするため、経営組織、業務分掌等に関する行内規程を制定する。

（5）監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設置し、同室に監査等委員会の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を配置する。

（6）前号の補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項
① 補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、人事異動、人事評価等に係る決定については、予め監査等委員会に同意を求める。
② 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。監査等委員以外の取締役及び使用人（補助使用人を除く。）は、補助使用人が行う監査業務の補助について干渉できないものとする。

（7）監査等委員会への報告に関する体制
① 監査等委員以外の取締役及び使用人は、法令等に定める事項のほか、「監査等委員会への報告規程」に基づき、当行の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、その他重要な業務執行等を監査等委員会に報告する。
② 監査等委員会は、前記に関わらず、必要に応じ、監査等委員以外の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

（8）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 「監査等委員会への報告規程」及び「ホットライン運営要領」に基づき、監査等委員会に報告した全ての者に対し、当該報告を理由として、いかなる不利益な取扱いも行うことを禁止する。

② 監査等委員会への報告者に対する不利益な取扱いが判明した場合には、不利益な取扱いを行った者を問責の対象とする。

（9）監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

① 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）が監査等委員会の職務の執行について必要な費用の前払等を請求したときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 監査等委員会が必要と考える場合には、外部専門家の助言を得るための費用を負担する。

（10）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。

① 監査等委員は、「監査等委員会への報告規程」に基づき、経営会議その他の重要な会議にいつでも出席し、意見を述べることができる。

② 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認を行うとともに、当行の対処すべき課題や監査等委員会監査の環境整備状況等について意見交換を行う。

③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査上の問題点・課題等について意見交換を行う。

④ 内部監査部門長は監査等委員会に出席し、内部監査の実施状況等について報告・説明を行う。監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に対して調査を求め、又は具体的な指示を行う。

⑤ 内部監査部門長の任命、人事異動、人事評価等に係る決定については、予め監査等委員会に同意を求める。

＜内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要＞

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

・取締役会の具体的な運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定し、同規程に基づき2024年度は取締役会を17回開催しております。
・取締役会が委任する事項を審議・決定する経営会議、ALM/リスク管理協議会又はコンプライアンス協議会を設置し、2024年度は経営会議を52回、ALM/リスク管理協議会を12回、コンプライアンス協議会を13回開催しております。

（2）リスク管理態勢

・半期毎にリスク配賦資本・リスクテイク方針をALM/リスク管理協議会を経て取締役会で定めるとともに、その取組結果は取締役会に報告しております。
・信用リスク部会等各リスク部会の管理状況、リスク配賦資本の状況及び各リスクの状況は、ALM/リスク管理協議会に毎月報告しております。

（3）コンプライアンス態勢

・年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況は半期毎にコンプライアンス協議会に報告されているほか、その結果は年１回コンプライアンス協議会を経て取締役会に報告しております。
・反社会的勢力等への対応をはじめとしたマネー・ローンダリング対策等の金融犯罪防止及び排除に向けた対応状況は、コンプライアンス協議会及びALM/リスク管理協議会に報告しております。
・全ての役職員等がコンプライアンス統括部署・監査等委員会・顧問弁護士等に直接相談・通報ができる「ホットライン制度」を定めております。

（4）監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための態勢

・当行は、常勤の監査等委員を2名置くとともに、監査等委員会室に監査等委員会の職務を補助する使用人を1名配置しております。また、常勤監査等委員を経営会議、コンプライアンス協議会、ALM/リスク管理協議会その他の重要な会議に招集するとともに、監査等委員会又は監査等委員の求めに応じ、銀行の経営に影響を与える重要な事項等について、担当部署の役職員から都度又は定期的に報告・説明を行っております。

・監査等委員会は、監査等委員会監査の実効性を高めるため、2024年度中に代表取締役と経営方針の確認や対処すべき課題等に係る意見交換を2回、会計監査人と監査上の問題点・課題等に係る意見交換を7回、社外取締役と銀行の現状や対処すべき課題等に係る意見交換会を4回実施しております。また、監査部長は、監査等委員会に14回出席し、監査部の監査計画、内部監査の実施状況等について報告・説明を行っております。

9．特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11．会計参与に関する事項

該当ありません。

12．その他

該当ありません。

第107期末（2025年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**54,724**	**預金**	**559,661**
現金	8,297	当座預金	8,311
預け金	46,426	普通預金	327,832
有価証券	**110,842**	貯蓄預金	867
国債	17,742	通知預金	64
地方債	46,641	定期預金	205,739
社債	32,428	定期積金	4,157
株式	5,173	その他の預金	12,688
その他の証券	8,855	**譲渡性預金**	**400**
貸出金	**429,303**	**その他負債**	**4,341**
割引手形	960	未決済為替借	197
手形貸付	27,618	未払法人税等	133
証書貸付	372,997	未払費用	516
当座貸越	27,726	前受収益	515
その他資産	**844**	給付補填備金	0
未決済為替貸	156	リース債務	143
前払費用	57	資産除去債務	175
未収収益	368	その他の負債	2,659
株式交付費	34	**賞与引当金**	**248**
その他の資産	227	**再評価に係る繰延税金負債**	**459**
有形固定資産	**6,053**	**支払承諾**	**332**
建物	1,124	**負債の部合計**	**565,443**
土地	4,419	（純資産の部）	
リース資産	130	**資本金**	**13,495**
建設仮勘定	16	**資本剰余金**	**11,352**
その他の有形固定資産	362	資本準備金	11,352
無形固定資産	**285**	**利益剰余金**	**10,157**
ソフトウェア	279	利益準備金	1,274
ソフトウェア仮勘定	6	その他利益剰余金	8,882
その他の無形固定資産	0	繰越利益剰余金	8,882
前払年金費用	**595**	**自己株式**	**△93**
繰延税金資産	**946**	**株主資本合計**	**34,912**
支払承諾見返	**332**	**その他有価証券評価差額金**	**△1,718**
貸倒引当金	**△4,429**	**土地再評価差額金**	**862**
		評価・換算差額等合計	**△856**
		純資産の部合計	**34,056**
資産の部合計	**599,499**	**負債及び純資産の部合計**	**599,499**

第107期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		10,380
資金運用収益	8,504	
貸出金利息	7,724	
有価証券利息配当金	609	
コールローン利息	30	
預け金利息	139	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,341	
受入為替手数料	360	
その他の役務収益	981	
その他業務収益	21	
国債等債券売却益	9	
国債等債券償還益	11	
その他経常収益	513	
償却債権取立益	301	
株式等売却益	135	
その他の経常収益	76	
経常費用		9,035
資金調達費用	345	
預金利息	338	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	1,132	
支払為替手数料	52	
その他の役務費用	1,080	
その他業務費用	150	
国債等債券売却損	131	
株式交付費償却	19	
その他の業務費用	0	
営業経費	6,586	
その他経常費用	820	
貸倒引当金繰入額	50	
貸出金償却	530	
株式等償却	111	
その他の経常費用	128	
経常利益		1,344
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		216
固定資産処分損	0	
減損損失	215	
税引前当期純利益		1,128
法人税、住民税及び事業税	104	
法人税等調整額	△13	
法人税等合計		90
当期純利益		1,037

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月16日

株式会社豊和銀行
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田　　修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松 﨑　　謙

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社豊和銀行の2024年４月１日から2025年３月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

⑴　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

⑵　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき重要な事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びＥＹ新日本有限責任監査法人から受けております。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月22日

株式会社　豊和銀行　監査等委員会
常勤監査等委員　佐　藤　俊　明　㊞
常勤監査等委員（社外取締役）河　野　哲　郎　㊞
監査等委員（社外取締役）　秦　野　真　郎　㊞

（注）１．監査等委員　河野哲郎及び秦野真郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項
　当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当行普通株式　　１株につき金　10円00銭　総額　　58,942,400円
　　当行Ｂ種優先株式　１株につき金　　8円00銭　総額　　24,000,000円
　　当行Ｄ種優先株式　１株につき金124円50銭　総額　199,200,000円
　　当行Ｆ種優先株式　１株につき金185円00銭　総額　185,000,000円
　　各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただくものであります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2025年６月30日

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

１．資本準備金の額の減少の目的

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、株式会社整理回収機構に対して、Ｄ種優先株式（以下、「本優先株式」といいます）を発行しております。本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2029年4月1日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、本優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、内部留保の更なる充実等公的資金の確実な償還に向け取り組んでおります。

かかる状況の中、今後の本優先株式の一部償還を見据えて、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額11,352,497,350円のうち7,000,000,000円を減少し、資本準備金の額を4,352,497,350円とします。なお、減少する資本準備金は、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月1日

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

2024年７月31日にＥ種優先株式を全て消却したため、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い発行可能株式総数や条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第　１　章　　総　　則	第　１　章　　総　　則
第１条～第５条　（省略）	第１条～第５条　（現行どおり）
第　２　章　　株　　式	第　２　章　　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、４千２百４十万株とし、普通株式、Ｂ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式及びＦ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、３千６百万株、３百万株、１百６十万株、８十万株及び１百万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、４千１百６十万株とし、普通株式、Ｂ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＦ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、３千６百万株、３百万株、１百６十万株及び１百万株とする。
第７条～第12条　（省略）	第７条～第12条　（現行どおり）
第２章の２　　優 先 株 式	第２章の２　　優 先 株 式
第12条の２～第12条の３　（省略）	第12条の２～第12条の３　（現行どおり）
（Ｅ種優先株式） 第12条の４　当銀行の発行するＥ種優先株式の内容は次のとおりとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（Ｅ種優先配当金） １　当銀行は、第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株式を有する株主（以下「Ｅ種優先株主」という。）又はＥ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｅ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ｅ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｅ種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、８％を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して第４項に定めるＥ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 （非累積条項） ２　ある事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＥ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。	

現　行　定　款	変　更　案
(非参加条項) 3　Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (Ｅ種優先中間配当金) 4　当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ｅ種優先中間配当金」という。）を支払う。 (残余財産の分配) 5　当銀行は、残余財産を分配するときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を踏まえてＥ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。 (議決権) 6　Ｅ種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。	

現　行　定　款	変　更　案
(種類株主総会) 7　法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においても、Ｅ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 (株式の分割又は併合及び株式無償割当て) 8　株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＥ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＥ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。 (金銭を対価とする取得条項) 9　当銀行は、Ｅ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日（ただし、平成36年４月１日以降の日に限る）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｅ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるＥ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＥ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｅ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 ②　当銀行は、Ｅ種優先株式の取得と引換えに、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式の払込金額相当額を踏まえてＥ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。	

現　行　定　款	変　更　案
(普通株式を対価とする取得条項) 10　当銀行は、平成39年４月１日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないＥ種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるＥ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｅ種優先株主に対し、その有するＥ種優先株式数にＥ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はＥ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。Ｅ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。 (譲渡制限) 11　Ｅ種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。	
（Ｆ種優先株式） 第12条の５　当銀行の発行するＦ種優先株式の内容は次のとおりとする。	（Ｆ種優先株式） 第12条の４　当銀行の発行するＦ種優先株式の内容は次のとおりとする。
第12条の５第１号～第12条の５第11号 (省略)	第12条の４第１号～第12条の４第11号 (現行どおり)

現　行　定　款	変　更　案
（優先順位） 第12条の6　B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。	（優先順位） 第12条の5　B種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。
（自己株式取得） 第12条の7　当銀行はE種優先株式及びF種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。	（自己株式取得） 第12条の6　当銀行はF種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。
第13条～第37条　（省略）	第13条～第37条　（現行どおり）

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		生年月日	現在の当行における地位
1	再任	権藤（ごんどう）　淳（あつし）		1952年４月30日	代表取締役頭取
2	再任	牧野（まきの）　郡二（ぐんじ）		1959年２月14日	代表取締役専務
3	再任	渡部（わたなべ）　悌史（やすふみ）		1959年３月22日	常務取締役
4	再任	佐藤（さとう）　真広（まさひろ）		1964年２月19日	取締役
5	再任	浜野（はまの）　法生（のりお）		1965年３月４日	取締役
6	再任	佐藤（さとう）　直威（なおたけ）		1966年12月21日	取締役
7	新任	宮原（みやはら）　雄一（ゆういち）		1965年2月28日	―
8	再任	赤松（あかまつ）　健一郎（けんいちろう）	社外	1949年５月27日	取締役
9	再任	渡邊（わたなべ）　博子（ひろこ）	社外	1965年８月28日	取締役

候補者番号			
1	権藤（ごんどう）　淳（あつし） （1952年４月30日生）	再任	所有する当行の株式の種類及び数 普通株式　20,800株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年８月	株式会社ジェーシービー入社
2004年６月	同社執行役員開発本部長兼企画部長
2006年６月	同社取締役兼執行役員市場開発本部長
2007年６月	同社取締役兼執行役員マーケティング本部長
2009年３月	株式会社ジェーシービー退社
2009年５月	当行入行　顧問
2009年６月	当行代表取締役専務　経営管理部（統括）、人事部（統括）、監査部担当
2010年６月	当行代表取締役専務　経営管理部（統括）、監査部、審査部担当
2012年６月	当行代表取締役頭取　経営管理部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）担当
2014年６月	当行代表取締役頭取　総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）担当
2016年６月	当行代表取締役頭取　総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）担当
2019年６月	当行代表取締役頭取　総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）担当
2020年７月	当行代表取締役頭取　総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）、ソリューション支援部（統括）担当
2022年６月	当行代表取締役頭取　営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）、ソリューション支援部（統括）担当
	現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

当行取締役頭取として経営経験も豊富であり、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 2

牧野　郡二（まきの　ぐんじ）

（1959年２月14日生）

再任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　7,000株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年４月	当行入行
1998年６月	当行東京事務所長
2002年１月	当行大道支店長
2005年６月	当行佐伯支店長
2006年５月	当行経営管理部副部長
2006年６月	当行経営管理部長
2009年７月	当行執行役員経営管理部長
2010年６月	当行取締役　経営管理部、証券国際部担当
2013年６月	当行取締役　経営管理部、人事部担当
2014年６月	当行取締役　総合企画部、人事部担当
2015年６月	当行常務取締役　総合企画部、人事部担当
2018年６月	当行常務取締役　総合企画部、人事部、証券国際部担当
2019年６月	当行常務取締役　総合企画部、コンプライアンス統括部、証券国際部担当
2020年６月	当行常務取締役　証券国際部(統括)、総合企画部、コンプライアンス統括部担当
2021年６月	当行常務取締役　総合企画部、コンプライアンス統括部、監査部担当
2022年６月	当行代表取締役専務　総合企画部（統括)、融資部（統括)、監査部、人事部担当 現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

営業店長、経営企画部門を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 3

渡部　悌史（わたなべ　やすふみ）

（1959年３月22日生）

再任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　7,600株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年４月	当行入行
2005年５月	当行人事部副部長
2006年６月	当行人事部長
2009年４月	当行別府支店長
2010年４月	当行監査部副部長
2010年６月	当行監査部長
2012年４月	当行事務統括部長
2012年６月	当行執行役員事務統括部長
2015年６月	当行取締役事務統括部長
2019年６月	当行常務取締役事務統括部長、監査部担当
2021年６月	当行常務取締役事務統括部長
2022年６月	当行常務取締役事務統括部長、コンプライアンス統括部担当 現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

営業店長、人事部長、監査部長、事務統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 4

佐藤（さとう）　真広（まさひろ）

（1964年2月19日生）

再任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　3,600株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年４月	当行入行
2007年10月	当行日出支店長
2009年10月	当行鶴崎支店長
2012年４月	当行福岡支店長
2014年12月	当行別府支店長
2015年６月	当行執行役員別府支店長
2016年６月	当行執行役員本店営業部長
2018年７月	当行上級執行役員本店営業部長
2019年６月	当行取締役本店営業部長
2020年７月	当行取締役営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長
2024年10月	当行取締役　資金証券部、お客さま支援部、ソリューション支援部担当 現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

営業店長、営業統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 5

浜野（はまの）　法生（のりお）

（1965年3月4日生）

再任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　3,100株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年４月	当行入行
2009年４月	当行事務統括部長
2012年４月	当行経営管理部（現総合企画部）担当部長
2014年６月	当行総合企画部長
2017年６月	当行執行役員総合企画部長兼総合企画部次期システム推進室長兼営業統括部地方創生推進室
2019年４月	当行執行役員総合企画部長兼営業統括部地方創生推進室
2020年７月	当行上級執行役員総合企画部長兼営業統括部地方創生推進室
2020年10月	当行上級執行役員総合企画部長兼ＩＴ戦略室長兼営業統括部地方創生推進室
2022年６月	当行取締役総合企画部長兼ＩＴ戦略室長 現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

事務統括部長、総合企画部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 6

佐藤（さとう）　直威（なおたけ）

（1966年12月21日生）

再任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　1,300株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月	当行入行
2010年 4 月	新別府支店長
2016年 4 月	当行融資部長兼融資部企業支援室長兼営業統括部地方創生推進室
2020年 7 月	当行執行役員融資部長兼融資部企業支援室長兼営業統括部地方創生推進室
2022年 4 月	当行執行役員融資部長兼営業統括部地方創生推進室
2023年 6 月	当行取締役融資部長兼営業統括部地方創生推進室 現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

営業店長、融資部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 7

宮原（みやはら）　雄一（ゆういち）

（1965年2月28日生）

新任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　―　株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年 4 月	当行入行
2008年 1 月	玖珠支店長
2010年10月	明野支店長
2012年 4 月	秘書室長
2017年10月	佐伯支店長
2020年 7 月	当行執行役員人事部担当部長
2022年 2 月	当行執行役員人事部長兼人材開発室長
2022年 4 月	当行執行役員人事部長
2023年 7 月	当行上級執行役員人事部長
2025年 3 月	当行人事部長 現在に至る

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

営業店長、秘書室長、人事部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、候補者としました。

候補者番号 8

赤松（あかまつ）　健一郎（けんいちろう）

（1949年５月27日生）

再任　社外

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　1,600株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年４月　三和酒類株式会社入社
1997年10月　同社代表取締役専務
2003年10月　同社代表取締役副社長
2005年10月　同社代表取締役社長
2006年10月　当行「経営評価委員会」委員
2009年10月　三和酒類株式会社代表取締役会長
2016年６月　当行取締役
2019年10月　三和酒類株式会社相談役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
三和酒類株式会社相談役

■ 社外取締役候補者とした理由

民間企業の役員及び代表者としての豊富なビジネス経験と幅広い見識を、客観的な観点から当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者としました。

候補者番号 9

渡邊（わたなべ）　博子（ひろこ）

（1965年８月28日生）

再任　社外

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　2,300株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年４月　城西大学現代政策学部助教授
2010年４月　城西国際大学大学院国際アドミニストレーション研究科兼任
2015年４月　城西大学現代政策学部教授
2017年３月　城西大学現代政策学部退職
2017年４月　大分大学経済学部教授
2019年６月　当行取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
大分大学経済学部教授

■ 社外取締役候補者とした理由

大学教授として長年培ってきた豊富な知識と幅広い見識を有しており、客観的な観点から当行の経営全般に対して助言していただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により取締役として職務を適切に果たすことができると判断し、社外取締役候補者としました。

（注）１．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は、社外取締役候補者であります。なお、赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は、福岡証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
３．赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって赤松健一郎氏が９年、渡邊博子氏が６年となります。
４．当行は赤松健一郎氏及び渡邊博子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当行は当該契約を継続する予定であります。
５．当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役（監査等委員を除く）に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		生年月日	現在の当行における地位
1	新任	梶原（かじわら）　茂樹（しげき）		1965年1月17日	―
2	再任	河野（かわの）　哲郎（てつろう）	社外	1963年２月23日	社外取締役 常勤監査等委員
3	再任	秦野（はたの）　真郎（まさお）	社外	1973年１月23日	社外取締役 監査等委員

候補者番号 1

梶原（かじわら）　茂樹（しげき）

（1965年1月17日生）

新任

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式 ― 株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月	当行入行
2008年 4 月	北九州支店長
2010年10月	県庁前支店長
2013年 4 月	佐伯支店長
2014年 6 月	鶴崎支店長
2016年 6 月	別府支店長
2018年 7 月	当行執行役員別府支店長
2020年 7 月	当行執行役員監査部長
2022年 7 月	当行上級執行役員監査部長
2025年 1 月	当行監査部長
	現在に至る

■ 監査等委員である取締役（常勤監査等委員）候補者とした理由

営業店長、監査部長を歴任し、当行取締役の職務の執行監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と知見を有する者と認められることから、候補者としました。

候補者番号 2

河野（かわの）　哲郎（てつろう）

（1963年２月23日生）

再任　社外

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式 700株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年11月	大分県採用
2015年 5 月	商工労働部商工労働企画課総務企画監
2016年 4 月	商工労働部企業立地推進課長
2018年 4 月	商工労働部商工労働企画課長
2019年 4 月	大分県西部振興局長
2021年 4 月	商工観光労働部理事兼審議監
2022年 4 月	監査委員事務局長
2023年 3 月	大分県退職
2023年 6 月	当行社外取締役常勤監査等委員
	現在に至る

■ 監査等委員である取締役（常勤監査等委員、社外取締役）候補者とした理由

商工観光労働部理事兼審議監、監査委員事務局長を歴任されており、大分県在職中の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の監査機能や取締役会における意思決定・監査機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、候補者としました。

候補者番号				
3	秦野（はたの）　真郎（まさお） （1973年1月23日生）	再任	社外	所有する当行の株式の種類及び数 普通株式　－　株

■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

2000年 1 月　秦野会計事務所入所
2004年 3 月　税理士開業登録
2023年 6 月　当行社外取締役監査等委員
現在に至る

■ 監査等委員である取締役（監査等委員、社外取締役）候補者とした理由

長年の税理士として培われた財務知識と幅広い見識を活かし、大局的かつ専門的な見地からの監査を期待しております。業務執行に対する独立した立場で、監査機能や取締役会における意思決定・監査機能の実効性強化に貢献いただけるものと判断し、候補者としました。

（注）1．候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2．河野哲郎氏および秦野真郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、河野哲郎氏および秦野真郎氏は、福岡証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 河野哲郎氏及び秦野真郎氏は現任の社外取締役監査等委員であり、両氏の在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当行は、会社法第427条第1項に基づき、河野哲郎氏、秦野真郎氏との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決された場合は、上記責任限定契約を継続し、新たに梶原茂樹氏と同契約を締結する予定であります。
5. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第６号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふる しょう　　けん　じ
古庄　研二
（1965年３月22日生）

所有する当行の株式の種類及び数
普通株式　―　株

■ 略歴（重要な兼職の状況）

1996年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）大分事務所入社
2006年11月	古庄公認会計士事務所開業登録
2012年12月	古庄研二税理士事務所開業登録
2020年11月	古庄社会保険労務士事務所開業登録
	現在に至る

（注）１．候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．古庄研二氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
３．古庄研二氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、長年の公認会計士として培われた財務知識と幅広い見識を活かし、当行の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
４．古庄研二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
５．当行は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、古庄研二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることになります。
６．当行は、古庄研二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

第107回　定時株主総会会場ご案内図

株式会社豊和銀行本店８階会議室
大分市王子中町4番10号
電話（097）534-2611

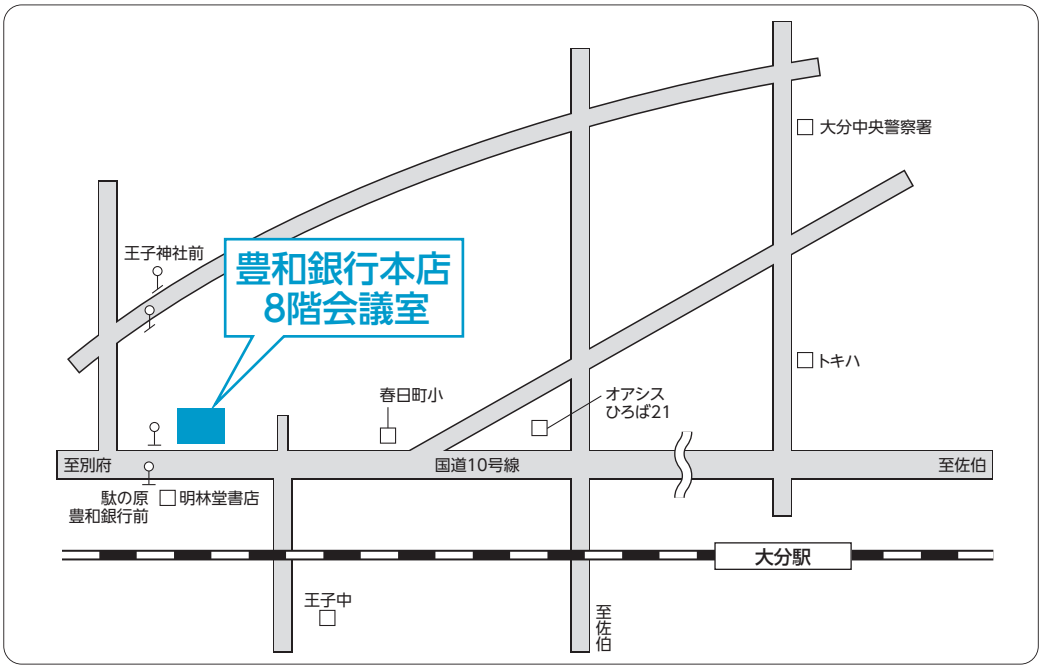

交通のご案内　大分駅前（7番のりば）から大分交通バス乗車

（西春日町経由）スカイタウン高崎行き乗車 （西春日町経由）東八幡行き乗車	→	駄の原豊和銀行前降車	降車すぐ → 豊和銀行本店
（春日神社経由）県立図書館行き乗車	→	王子神社前降車	徒歩5分 → 豊和銀行本店

お願い

当日は駐車場の不足が予想されますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。